

・加除・修正、大歓迎です！！

<保険年金課業務のよくある問い合わせと手続き一覧>

×：他担当で回答せず担当に回す
 空欄：他担当の内容でも回答可

イベント	お問い合わせ内容	ご案内内容、手続き方法、持ち物など	窓口or郵送	本庁舎窓口番号	他担当回答	支所での手続き	来庁者
〇〇の紛失	(国年第1号加入者の年金手帳)再交付の受付	本人確認できるもの(免許証/パスポート/保険証+通帳等) 持っていれば本人確認できるもの(免許証/パスポート/保険証+通帳等)。原則簡易書留にて郵送ですが、本人又は同一世帯の人が申請に来庁し、本人確認ができれば即日交付。	窓口	9		市役所便ポスト	本人又は同世帯の人
	(保険証)再交付手続き	持っていれば本人確認できるもの(免許証/パスポート/官公署発行の書類2点等)原則簡易書留にて郵送ですが、本人又は同一世帯の人が申請に来庁し、本人確認ができれば即日交付。 支所で受付の場合はすべて郵送。	窓口	11(75歳未満)		可能	世帯主又は同世帯の人
	(3医療)再交付の手続き	本人確認できるもの(免許証等)	窓口、郵送	12		可能	本人又は代理人
就職	(会社の保険に入った)国民健康保険の脱退手続き・国民健康保険料の精算	鎌倉市の国民健康保険証、会社の保険証(原本が望ましいが、コピーも可)、印鑑	窓口又は郵送(申請書ダウンロードサービスを利用)	10・11		可能	本人又は同世帯の人
離職	国民年金の加入手続き	年金手帳、健康保険資格喪失証明書・離職票・退職証明書のいずれか一つ、印鑑	窓口	9		可能	本人又は同世帯の人
	(非自発的失業(65歳未満))国保軽減の届出	国民健康保険証、印鑑、雇用保険受給資格者証(原本)	窓口	10・11		可能	本人又は同世帯の人
	国民健康保険の加入手続き	健康保険資格喪失証明書・離職票・退職証明書のいずれか一つ、印鑑	窓口	11		可能	本人又は同世帯の人
転入	(国年1号加入者の転入)住所変更の手続き	年金手帳、印鑑	窓口	9		可能	本人又は同世帯の人
	(お子さまの転入)小児医療証の手続き	保険証、課税証明書(年度注意)	窓口、郵送	12	×	可能	本人又は代理人
	海外から帰国して住民登録をした方の国民健康保険の加入手続き	印鑑、持っていれば本人確認できるもの(免許証/パスポート等)。簡易申告→1月2日～7月31日までの転入 現年度+翌年度の簡易申告 →8月1日以降の転入 現年度の簡易申告	窓口	11 (市民課で住民登録後に)		可能	本人又は同世帯の人
	海外から帰国して住民登録をした方の国民年金の加入手続き	年金手帳、印鑑	窓口	9 (市民課で住民登録後に)		可能	本人又は同世帯の人
市内転居	国民年金第1号加入者は手続きなし(市民課または支所の転居届で完結)	—	—	—	—	—	—
転出	(3医療)医療証の手続き	医療証	窓口、郵送	12	×	可能	本人又は代理人
	保険証の返還・国民健康保険料の精算	国民健康保険証	窓口	10・11	×	可能	本人又は同世帯の人
出生	障害基礎年金受給者の子加算の手続き	年金証書、住民票、戸籍謄本、学生証	窓口	9	×	—	受給者又は同世帯の人
	出産育児一時金、お子さんの保険証交付	印鑑、世帯主の口座のわかるもの、海外での出産の場合は戸籍抄本(生まれた子)か出生証明書(翻訳も)	窓口	11		受付のみ	世帯主又は代理人
	小児医療の手続き	保険証、課税証明書	窓口、郵送	12	×	可能	本人又は代理人
離婚	(扶養から外れた)国民年金第1号への切り替え手続	年金手帳、健康保険資格喪失証明書・離職票・退職証明書のいずれか一つ、印鑑、持っていれば顔写真付きの本人確認書類。口座引落を希望する場合はキャッシュカード。	窓口	9		可能	本人又は同世帯の人
	(ひとり親になった)福祉医療証の手続き	保険証、印鑑	窓口、郵送	12	×	不可	本人
	(国年第1号加入者死亡)遺族基礎年金請求・死亡一時金請求	年金手帳、ご遺族の通帳、印鑑、戸籍(戸籍が不要な場合もあるため事前に問い合わせを。)	窓口	9	×	—	ご遺族又は同世帯の人
死亡	(受給権者死亡)未支給年金請求・遺族基礎年金請求・寡婦年金請求	年金証書、ご遺族の通帳、印鑑、戸籍(戸籍が不要な場合もあるため事前に問い合わせを。)	窓口	9	×	—	ご遺族又は同世帯の人
	葬祭費申請、保険証返還	喪主の印鑑、喪主であることがわかるもの(会葬状、葬儀社の領収書)	窓口	11(75歳未満)		可能	ご遺族又は同世帯の人
	(ひとり親になった)福祉医療証の手続き	喪主の印鑑、喪主であることがわかるもの(会葬状、葬儀社の領収書)	窓口	12(75歳以上)		可能	ご遺族又は代理人
	(ひとり親になった)福祉医療証の手続き	保険証、印鑑	窓口	12	×	不可	本人
婚姻	市民課・支所で届出後に必要窓口をご案内。	国保証の差し替えなど。	窓口	—		—	—
	(国民年金保険料を納めることが厳しいとき)免除・猶予申請の受付	年金手帳、離職票	窓口、郵送	9	×	—	本人又は同世帯の人
	(学生が国民年金保険料を納めることが厳しいとき)学生納付特例申請の受付	年金手帳、学生証	窓口、郵送	9	×	市役所便ポスト	本人又は同世帯の人
	(高齢基礎年金を請求したいとき)高齢基礎年金申請	年金手帳、通帳、印鑑	窓口、郵送	9	×	—	本人又は同世帯の人
	(障害を負ったとき)障害基礎年金の相談・請求	年金手帳、初診日から現在までの通院歴をメモでまとめてきていただく。	窓口	9	×	—	本人又は代理人
	健康保険料の年間支払額を知りたい。	被保険者証他をお持ちいただければご案内ができます。なお、毎年1月20日頃に後期高齢者保険料、国民健康保険料、介護保険料の前年分の支払金額のご案内を郵送しています。	窓口、電話	10、12	×	不可	本人又は同世帯の人
	国民年金保険料の年間支払額を知りたい。	基礎年金番号のわかるもの ※市ではわからないため、藤沢年金事務所(0466-50-1151)に電話で社会保険料控除証明書の発行依頼。	※	9		—	本人又は同世帯の人

その他	1年間の年金受給額を知りたい。	基礎年金番号のわかるもの ※市ではわからないため、藤沢年金事務所(0466-50-1151)に電話で源泉徴収票の発行依頼。	※	9		—	本人又は同世帯の人
	土曜日に窓口はやってますか。	毎月第2、第4土曜日に9時～12時、13時～17時まで国民健康保険の加入や脱退のお手続きを承っています。小児医療や年金の手続きの書類をお持ちいただいた場合はお預かりさせていただきます。週明けに確認の連絡をさせていただくことができます。	-	11		-	-
	日曜日に窓口はやってますか。	月に1回、国民健康保険料の納付相談を日曜日に実施しています。具体的な日付は広報に掲載をしています。 (9時～12時、13時～16時)	-	10		-	-
	(国民健康保険料を納めることが厳しいとき)減免・徴収猶予の受付	認印・鎌倉市の国民健康保険証	窓口	10	×	不可	本人
	(国民健康保険料の還付があるとき)還付口座の申請		窓口、郵送	10		不可	本人
	(国民健康保険料の口座振替を申し込みたいとき)ペイジー口座振替受付	鎌倉市の国民健康保険証、キャッシュカード、印鑑	窓口	10		可能	本人又は代理人
	国民健康保険料の催告書が届いた。	未納額をお知らせし、今後の計画をお伺いします。催告書右下の整理番号を控えて国保保険料担当にお問い合わせください。	窓口	10	×	不可	本人又は同世帯の人
	国民健康保険料の年間納付済み額を知りたい。	毎年1月下旬に住民票の世帯主(納付義務者)あてにハガキでお知らせしています。紛失された場合も、保険証の記号番号か、通知記載の通知書番号を控えてお電話いただければ、担当から金額をお伝えできます。	窓口	10		不可	本人
	(扶養に入った)国民健康保険の脱退手続き	鎌倉市の国民健康保険証、会社の保険証(原本が望ましいが、コピーも可)、印鑑	窓口又は郵送 (申請書ダウンロードサービスを利用)	11		可能	本人又は代理人
	(これから入院する、高額な医療費がかかる)減額認定証の手続き	鎌倉市の国民健康保険証	窓口	11		可能	本人又は代理人
	(後期)限度額認定証	保険証	窓口、支所	12(75歳以上)		不可	本人又は代理人
	(高額な医療費を支払った)高額療養費の申請	鎌倉市から送付した高額療養費支給申請書兼請求書(口座番号等を記入・捺印)	窓口又は郵送	11		不可	市役所便ポスト 本人又は代理人
	(後期)高額療養費の申請	広域連合が送付した高額療養費支給申請書兼請求書(口座番号等を記入・捺印)	窓口又は郵送	12		不可	本人又は代理人
	(コルセット等の補装具を作った)療養費の申請	領収書、医師の証明書(診断書)、印鑑、保険証、世帯主の口座のわかるもの	窓口又は郵送	11(75歳未満)		不可	本人又は代理人
	(医療費を全額払った)療養費の申請	領収書、医師の診断書、印鑑、口座	窓口又は郵送	12(75歳以上)	×	不可	本人又は代理人
	(医療費を全額払った)療養費の申請	領収書、レセプト(診療報酬明細書)、印鑑、保険証、世帯主の口座のわかるもの	窓口	11(75歳未満)		不可	本人又は代理人
	(障害者手帳を取得した)障害者医療証の手続き	領収書、レセプト、印鑑、口座のわかるもの	窓口	12(75歳以上)	×	不可	本人又は代理人
	(障害者手帳を取得した)障害者医療証の手続き	印鑑、保険証、手帳	窓口	12	×	不可	本人
	(障害年金を受給した)障害者医療証の手続き	年金証明書、印鑑、保険証	窓口	12	×	不可	本人
	(後期加入)75歳年齢到達時に加入の為手続きなし	お誕生日の前月20日前後に被保険者証を広域連合から書留にて郵送(手続き不要)	-	-		-	-